

わたしも子どもをもちたかった

一時金を請求しましょう！

2019年4月24日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(一時金支給法)」が新たににつくられ、スタートしました。

きょうされんは、この法律では不十分だと考えています。そのうえで、これらの手術を受けさせられた人が、一人でも多く一時金を受け取れることを願って、このパンフレットを作りました。

このパンフレットでは、以下のことを伝えていきます。

1▶一時金支給法とは？ 2▶一時金を請求しましょう！

きょうされんでは、

「わたしも子どもをもちたかった ～優生保護法被害問題とむきあうために～」を2019年3月に出しています。優生保護法について、詳しくはそちらのパンフレットを見てください。

きょうされんのホームページから、ダウンロードできます。

<https://www.kyosaren.or.jp> → (パンフレットの画像をクリック)

【発行者】

きょうされん(編集:優生保護法被害問題担当チーム)

〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館4階

電話 03-5385-2223 ファクス 03-5385-2299

メール zenkoku@kyosaren.or.jp

【発行日】

2019年10月23日

このパンフレットは、きょうされんのホームページからダウンロードできます

1▶一時金支給法とは？

一時金支給法

- **目的**：優生保護法にもとづき子どもができなくなる手術(強制不妊手術)等を受けさせられた人(被害者)に、国が一時金を支払うこと
- **一時金の請求ができる人**：1948年9月11日～1996年9月25日までの優生保護法の被害者で、現在生きている人
- **一時金の請求ができる期間**：2019年4月24日から5年間(延長の可能性あり)
- **一時金の額**：320万円

一時金支給法の問題点は何か？

長い間被害を訴えてきた優生保護法の被害者のための法律ができました。しかし、きょうされんは、現在の一時金支給法では、被害者の人権と尊厳を回復できないと考えています。

きょうされんは、当面以下のような一時金支給法の改正を求めています。

●被害者への国による「謝罪」をきちんと書くこと

一時金支給法では、「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする」と書かれていますが、国によるはっきりとした謝罪は述べられていません。

●一時金の額を大きく引き上げること

交通事故で子どもをつくる能力を失った人への補償金は、最低でも1000万円以上と言われている。国の間違った法律による被害を償うためには、被害者に十分な金額を支払うことが必要です。

また、1回だけの支払いではなく、被害者の暮らしと健康が保たれるように、毎月補償金を支払う年金方式などの方法も考えられるはずです。

●一時金支給法の対象者を被害者本人だけでなく、配偶者(結婚相手)等被害を受けた家族まで広げること

結婚して子どもをもつかもたないかは、夫婦ふたりで決めることです。手術を受けさせられた人だけでなく、配偶者等被害を受けた家族も対象にすべきです。

2▶一時金を請求しましょう！

優生保護法の被害者のみなさんに呼びかけます！

- 一時金支給法の内容は十分ではありませんが、まずは一時金320万円を請求しましょう！
- 生活保護制度を利用している人は、一時金を受け取っても生活保護費を減らされることはありません。また、所得税等の税金もかかりません。

きょうされん会員のみなさんに呼びかけます！

- 事業所内や地域にも優生保護法の被害者がいるかもしれません。
- まずは、法人理事会や職員会議、家族会、利用者自治会、地域の団体・グループなどに一時金支給法が成立したことを知らせましょう。被害者や関係者から相談があった場合には、一時金支給請求の支援にいていねいにとりくんでください。

優生保護法とは？

優生保護法(1948年～1996年)は、国の方針として障害や病気のある人に子どもがで
きなくなる手術(強制不妊手術)を行ないました。また、お腹にいる赤ちゃんが産まれな
くなる手術(人工妊娠中絶手術)も認めていました。

どれだけの人が手術を受けさせられたの？ ～被害の実態～

優生保護法により1949年から1996年ま
での48年間の被害者の数は表のとおりで
す。しかし、実際にはもっと多いのではな
いかとされています。また本人が同意し
た場合でも、本当のところは病院や施設の
職員、家族や親せきなどに説得され、同意
させられた場合がほとんどのようです。

被害者の数

強制不妊手術	本人の同意なし	16,475人
強制不妊手術	本人の同意あり	8,518人
合計		24,993人

※他に、58,972人の人工妊娠中絶の被害者もいます。

請求の手続き

1. 請求書を取りよせる

- 現在住んでいる都道府県の担当窓口へ連絡して、請求書の用紙をもらってください。都道府県によっては、郵送で請求書を送ってくれる場合もあります。
- 請求書(様式1)の用紙は、厚労省のホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11908000/000504835.pdf>

2. 請求書を提出する(下の記入例を見てください)

- 請求書を記入し、都道府県の担当窓口へ提出または郵送してください。厚労省に郵送で提出することもできます。
- 厚労省に問い合わせると、「まずは請求書だけ出して受け付けてもらうことができる」とのことでした。まずは、請求の意思を示すため、請求書を提出しましょう。その後、他の書類も必要になります。

相談窓口: きょうされん 電話: 03-5385-2223 ファクス: 03-5385-2299 メール: zenkoku@kyosaren.or.jp

相談窓口: 厚生労働省 電話: 03-3595-2575 ファクス: 03-3595-2753 メール: ichijikin@mhlw.go.jp

〈請求書の記入例〉

旧厚生保護法一時金支給請求書

厚生労働大臣 殿

下記の通り、旧厚生保護法に基づく遺棄手帳等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律による一時金の支給を請求します。

ユキ子 氏 1970年 12月 4日生 請求者氏名 共作連 花子 (印)

1. 請求者の情報

氏名	共作連 花子	性別	女	生年月日	昭和40年 12月 4日
住所	東京都 豊島区 中野区 〇〇-△△-×××				

2. 問い合わせの際に希望する連絡先

氏名	共作連 花子	請求者との関係	妹
住所	東京都 豊島区 板橋区 〇〇-△△-×××		

3. 取り込みを希望する金融口座

名称	〇×	支店・営業所	〇〇〇	口座番号	〇〇〇
フリガナ	中野	支店・営業所	〇〇〇	口座番号	〇〇〇

4. 遺棄手帳等を受けた当時の氏名

手帳等を受けた当時の氏名と現在の氏名が同じですが、

☒ 同じ ☐ 違う (当時の氏名)

5. 遺棄手帳等を受けた当時の状況

※過去の記録の発見・特定や、一時金支給の認定のために必要です。□(チェック欄)がある場合には、該当するものを✓(記入)してください。また、可能な限り、詳細に記入してください。不明な場合は、分かる範囲で記載してください。

(1) 遺棄手帳等を受けた時期・場所

① 手帳等を受けたのはいつか分かりますか。

☐ わかる (昭和・平成 年 月 日)

☒ わからない (おおよその時期もしくは年数: / 才 頃)

② 手帳等を受けた医療機関は分かっていますか。

☐ わかる (名称:) (所在地:)

☒ わからない (おおよその場所など記載していることがあれば記載してください。)

(2) 手帳等を受けた当時の状況

① 手帳等を受けた当時、どこで暮らしていましたか。

☐ 自宅にいた (自宅の所在地:)

☒ 医療機関に入院していた・施設施設を利用していた (施設名: 〇××) (所在地:)

(3) 遺棄手帳等を受けた理由・経緯

※この欄に収まらない場合は、別紙をつけてください。遺棄手帳等を受けた理由・経緯以外に、認定にあたって参考になる情報があればこの欄に記載してください。

施設に職員にすすまわて

6. 個人情報取扱い

(1) 本請求書に記載されている情報は、あなたが受けた遺棄手帳等に関する記録等を確認するため、(5) 遺棄手帳等を受けた当時の状況の欄に記載された医療機関や施設などに提供される場合があります。

※ 上記について説明を受けました。

(2) 旧厚生保護法一時金支給法においては、国(厚生)は、旧厚生保護法に基づく遺棄手帳等に関する記録等を利用することとされています。この請求書に記載された内容が医療機関、施設等から提供されたものである場合の取扱いについて、厚生のために資料提供があった場合には、住所や氏名を特定されない形で提供が実施されます。

※ 上記について同意します。 ☐ 上記について同意しません。

(以上)

優生保護法に関する都道府県の担当窓口

〈厚労省ホームページより〉

都道府県	電話	ファクス	メールアドレス等
北海道	0120-031-711	011-232-4240	hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
青森県	017-734-9056	017-734-8091	kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
岩手県	019-624-6015	019-629-5464	AD0007@pref.iwate.jp
宮城県	022-211-2322	022-211-2591	kodomoj@pref.miyagi.lg.jp
秋田県	018-860-1431	018-860-3821	hoken@pref.akita.lg.jp
山形県	023-630-2459	023-625-4294	yusei@pref.yamagata.jp
福島県	024-521-8205	024-521-7747	kosodate@pref.fukushima.lg.jp
茨城県	029-301-3270	029-301-3264	shoutai@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	028-623-3064	028-623-3070	kodomo@pref.tochigi.lg.jp
群馬県	027-226-2606	027-223-6526	jidouka@pref.gunma.lg.jp
埼玉県	048-831-2777	048-830-4804	a3570-12@pref.saitama.lg.jp
千葉県	043-223-2332	043-224-4085	https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yusei-hogo/toiawase.html
東京都	03-5320-4206	03-5388-1401	S0410109@section.metro.tokyo.jp
神奈川県	045-663-1250	045-210-8860	https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1383
新潟県	025-280-5197	025-285-8757	ngt040240@pref.niigata.lg.jp
富山県	076-444-3525	076-444-3496	akenko@pref.toyama.lg.jp
石川県	076-225-1495	076-225-1423	yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
福井県	0776-20-0341	0776-20-0640	kodomo@pref.fukui.lg.jp
山梨県	055-223-1360	055-223-1475	kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
長野県	026-235-7143	026-235-7170	boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
岐阜県	058-272-0877	058-278-3518	yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
静岡県	054-221-3157	054-221-3521	kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
愛知県	052-954-6009	052-954-6920	kokoro@pref.aichi.lg.jp
三重県	059-224-2260	059-224-2270	kodomo@pref.mie.lg.jp
滋賀県	077-528-3653	077-528-4857	eg0002@pref.shiga.lg.jp
京都府	075-451-7100	075-414-4586	kyuho-ichi-jikin@pref.kyoto.lg.jp
大阪府	06-6944-8196	06-6910-6610	ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
兵庫県	078-362-3439	078-362-3913	kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
奈良県	0742-27-8643	0742-27-8643	kenkou@office.pref.nara.lg.jp
和歌山県	073-441-2642	073-428-2325	e0412001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県	0857-26-7158	0857-26-8116	yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
島根県	0120-012974	0852-22-6328	yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
岡山県	086-226-7870	086-226-7871	yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
広島県	082-227-1040	082-502-3674	fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	083-933-2946	083-933-2759	a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	088-621-2300	088-621-2841	kenkoudukuri@pref.tokushima.lg.jp
香川県	087-832-3900	087-806-0207	kosodate@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	089-912-2405	089-912-2399	healthpro@pref.ehime.lg.jp
高知県	088-823-9727	088-873-9941	yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
福岡県	092-632-5175	092-643-3271	kenko@pref.fukuoka.lg.jp
佐賀県	0120-525-856	0952-25-7300	kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
長崎県	095-895-2446	095-825-6470	s04820@pref.nagasaki.lg.jp
熊本県	096-333-2352	096-383-1427	yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
大分県	097-506-2760	097-506-1735	sodan12210@pref.oita.jp
宮崎県	0985-26-0210	0985-26-7336	kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
鹿児島県	099-286-3374	099-286-5560	ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	098-866-2215	098-866-2241	aa090701@pref.okinawa.lg.jp